

「子どもを虐待から守る条例」第31条に基づく 年 次 報 告 書

(令和7年度版)

令 和 8 年 9 月
三 重 県

目 次

1 はじめに	1
2 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談種別	3
(4) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(5) 被虐待児童の年齢	4
(6) 児童虐待相談後の処遇	5
(7) 被措置児童等虐待の状況	5
(8) 一時保護、立入調査等の実施状況	7
3 令和7年度における県の児童虐待防止等に係る取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」の体系	8
(2) 条例に基づく施策の取組結果	9
① 第2章（未然防止）関係	9
② 第3章（早期発見及び早期対応）関係	12
③ 第4章（保護及び支援）関係	14
④ 第5章（子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進）関係	18
参考	
○子どもを虐待から守る条例	22

1 はじめに

三重県では、平成 16 年 3 月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」（以下「条例」という。）が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。令和 2 年 3 月には、児童虐待の防止等に関する法律の改正等を踏まえて、子どもを権利の主体として尊重することや、保護者による子どもへの体罰禁止を規定する等の改正を行いました。

また、令和 7 年 7 月には、児童相談所が関与していた児童の死亡事例の検証結果や法改正等を踏まえた更なる改正を行いました。主な改正内容としては、体制づくりの強化として、子どもの権利擁護を推進するため、子どもが安全に安心して意見表明できるよう必要な体制を整備すること、虐待の未然防止の取組を推進するため、妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える方への支援を推進すること、関係機関との連携強化として、通告後の対面による子どもの安全確認の徹底、市町及び警察等の関係機関と一層の連携を強化すること、人材育成の推進として、児童相談所職員等の専門的な知識及び資質の向上を図るため、体系的かつ計画的に研修を行うことなどを新たに規定したところです。

本報告書は、条例第 31 条の規定に基づき、令和 7 年度における児童虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものです。

令和 7 年度の主な取組として、児童虐待防止の推進では、条例に基づく「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定するとともに、一時保護の司法審査制度導入に係る弁護士を増員や、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施、警察と協働しての研修動画の作成等に取り組みました。社会的養育の充実では、フォスタリング機関や里親支援センターとの連携により、里親登録者の拡大や里親養育技術の向上等に取り組むことで、家庭養育優先の原則を推進するとともに、親子関係の再構築に向けた支援、社会的養護経験者の自立支援等に取り組みました。

引き続き、条例及び推進計画等に基づき、子どもの最善の利益を図る取組を進めるとともに、市町、警察、学校、医療機関等の関係機関との連携を一層強化することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるべく、取り組んでいきます。

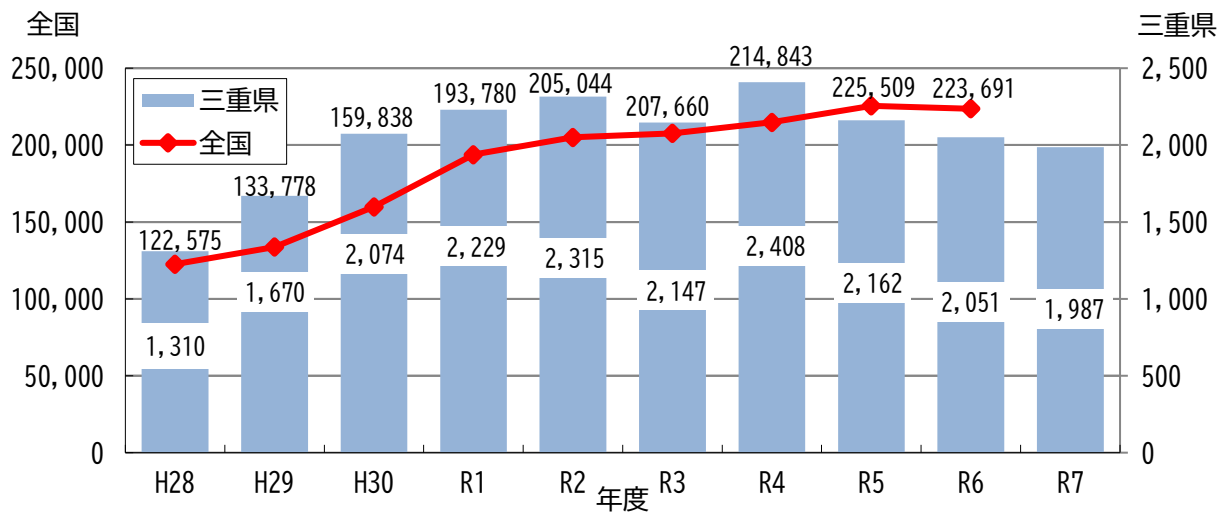
2 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移 (以下、2(8)まで令和7年度の値は速報値)

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,987件(前年度比64件減)と、令和5年度から3年連続で減少し、平成29年度以来8年ぶりに2,000件を下回りました。

(単位：件、%)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全 国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691	集計中
対前年度比	18.7%	9.1%	19.5%	21.2%	5.8%	1.3%	3.5%	5.0%	-0.8%	—
三重県	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408	2,162	2,051	1,987
対前年度比	+1.5%	27.5%	24.2%	7.5%	3.9%	-7.3%	12.2%	-10.2%	-5.1%	-3.1%



児童相談所別 児童虐待相談対応件数

(単位：件、%)

年度 \ 児童相談所	北勢	鈴鹿	中央	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
令和7年度	636	348	468	234	249	52	1,987
構成比	32.0	17.5	23.6	11.8	12.5	2.6	100
令和6年度	522	414	556	281	213	65	2,051
構成比	25.5	20.2	27.1	13.7	10.4	3.2	100

※構成比(%)は四捨五入の都合上、必ずしも計が100.0になりません。

(2) 児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（677件）、②警察等（494件）、③学校等（218件）となっています。前年度に比べ、警察等や家族からの相談件数が減少する一方で、市町の機関や学校等からの相談件数は増加しました。

(単位：件、%)

経路 年度	家族		親 戚	近隣・ 知人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	保 健 機 関 所 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	学 校 等	そ の 他	計
	虐待者	虐待者以外											
令和7年度	62	87	41	188	35	70	677	55	45	494	218	15	1,987
構成比	3.1	4.4	2.1	9.5	1.8	3.5	34.1	2.8	2.3	24.9	11.0	0.8	100
令和6年度	74	126	24	194	38	108	618	66	45	558	172	28	2,051
構成比	3.6	6.1	1.2	9.5	1.9	5.3	30.1	3.2	2.2	27.2	8.4	1.4	100

※構成比(%)は四捨五入の都合上、必ずしも計が100.0になりません。

(3) 児童虐待相談種別

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が881件（前年度比88件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前DV）の通告が半数近くを占め、393件（同127件減）でした。

また、「身体的虐待」は679件（同15件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は384件（同28件増）、「性的虐待」は43件（同11件増）でした。

(単位：件、%)

種別 年度	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
令和7年度	881	679	384	43	1,987
構成比	44.3	34.2	19.3	2.2	100
令和6年度	969	694	356	32	2,051
構成比	47.2	33.8	17.4	1.6	100

※構成比(%)は四捨五入の都合上、必ずしも計が100.0になりません。

※児童虐待の防止等に関する法律に基づく「虐待の種別」について

心理的虐待・・・子どもの自尊心を傷つける言動、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるったり、暴言を吐く行為、子どものきょうだいに対する虐待 等

身体的虐待・・・子どもを殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる 等

保護の怠慢・拒否（ネグレクト）・・・適切な食事を与えない、衣服をひどく不潔なままにする、病気の子どものを病院に連れて行かない 等

性的虐待・・・子どもに性的行為をする又はさせる、性器や性交を見せる 等

(4) 児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母が1,013件（前年度比24件増）、実父が821件（同84件減）となっており、実父母によるものが全体の9割以上を占めています。

構成比については、実父からの虐待の割合は減少したものの、実母からの虐待の割合は増加しました。また、実母以外の母親又は実父以外の父親からの虐待は、全体の件数に占める割合は昨年度とほぼ同程度です。これらは、再婚（事実婚含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子どもがともに生活する、いわゆるステップファミリーなど、家族形態の多様化が進んでいることが要因と考えられます。

（単位：件、％）

主な虐待者 年度	実 父	実 母	実 父 以 外 の 父 親	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
令和7年度	821	1,013	90	13	50	1,987
構成比	41.3	51.0	4.5	0.7	2.5	100
令和6年度	905	989	107	5	45	2,051
構成比	44.1	48.2	5.2	0.2	2.2	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、必ずしも計が100.0にならない。

(5) 被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数は782件（39.4％）で、全体の約4割を占めています。虐待の種別でみると、13歳未満の全ての年齢区分で心理的虐待の割合が最も多く、特に「0～2歳」の区分での割合が64.9％と最も多くなっています。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）においても、3歳未満の事例が全体の8割近くとなっていることから、出産前から関係機関と市町母子保健部署等が連携して妊婦等の支援につなげていく必要があるほか、産後ケアの充実、若年層に対する虐待予防の啓発などが重要です。

（単位：件、％）

年齢 年度	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
令和7年度	296	486	736	300	169	1,987
構成比	14.9	24.5	37.0	15.1	8.5	100
令和6年度	330	545	676	348	152	2,051
構成比	16.1	26.6	33.0	17.0	7.4	100

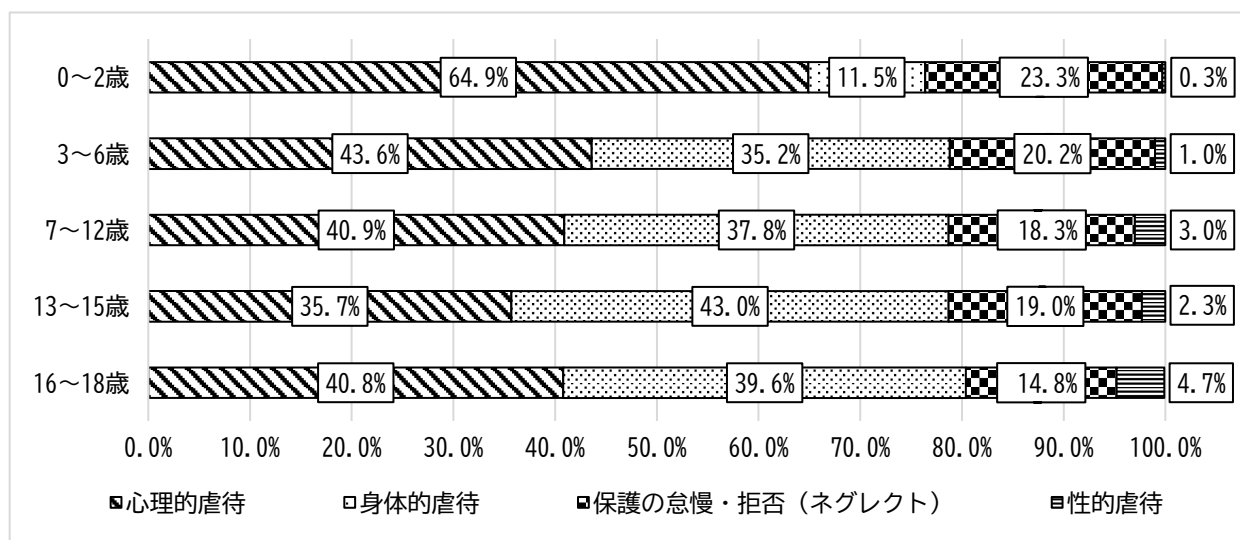
※構成比（％）は四捨五入の都合上、必ずしも計が100.0になりません。

令和7年度における年齢区分ごとの虐待種別

（単位：件）

種別 年齢	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
0～2歳	192 (64.9%)	34 (11.5%)	69 (23.3%)	1 (0.3%)	296
3～6歳	212 (43.6%)	171 (35.2%)	98 (20.2%)	5 (1.0%)	486
7～12歳	301 (40.9%)	278 (37.8%)	135 (18.3%)	22 (3.0%)	736
13～15歳	107 (35.7%)	129 (43.0%)	57 (19.0%)	7 (2.3%)	300
16～18歳	69 (40.8%)	67 (39.6%)	25 (14.8%)	8 (4.7%)	169

令和7年度における年齢区分ごとの虐待種別割合



※構成比（％）は四捨五入の都合上、必ずしも計が100.0になりません。

（6）児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、家庭分離が必要とされて、児童養護施設等への措置や里親等への委託を行ったケースは88件（前年度比32件増）でした。家庭分離とならず、在宅における援助を行う場合は、要保護児童対策地域協議会等を活用して、関係機関とともに家庭を支援しています。

（単位：件）

年度	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
令和7年度	78	10	1,918	32	2,038
令和6年度	48	8	1,921	74	2,051

※ 1つのケースに対し複数の対応（面接指導と措置入所の組み合わせなど）を行う場合があることから、虐待対応件数とは計が一致しないことがあります。

（7）被措置児童等虐待の状況

児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された場合には、その状況、講じた措置等を公表しています。

令和7年度に被措置児童等虐待に該当した事案は2件でした。

（単位：件）

年度	通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
令和7年度	15	15	2
令和6年度	4	6	2

【虐待該当事案の概要１】

通告等の受理年月	令和７年10月
施設等種別	障がい児施設等
被虐待児童	男児２名、女児１名
虐待の類型	身体的虐待、心理的虐待及び放棄・放置
加害職員	女性
概要	・職員が、児童Ａを鍵のかかるエリアに隔離していた。 ・職員が、児童Ｂを引きずって居室に連れて行った。 ・職員が、児童Ｃが、他児から手荒な行動を受けているのを目にしながら適切な対応を取っていなかった。
講じた措置	・当該児童及び施設職員に対する聴き取り調査。 ・全ての保護者を対象とした全体説明会を開催。 ・県内外の有識者及び庁内の関係各課による虐待対策検討チームを設置。

【虐待該当事案の概要２】

通告等の受理年月	令和７年11月
施設等種別	社会的養護関係施設
被虐待児童	男児１名
虐待の類型	身体的虐待
加害職員	男性
概要	寝かしつけの際、児童（以下、本児）が別の児童とふざけあっており、注意しても収まらないことに腹を立てた職員が、本児らが布団に潜っているところに、手に持っていたスマートフォンを投げたところ、本児の右後頭部に当たった。
講じた措置	・当該児童、施設長、入所児童及び施設職員への聴き取り調査。 ・再発防止策の確認。 （研修実施（コンプライアンス、アンガーマネジメント等）、被措置児童虐待防止対応マニュアルの策定・周知、事案発生時の対応フローの再整理と共有、アンケートの実施、意見箱の設置箇所の追加、子どもアドボカシーの実施、職員向け人権擁護チェックリストの実施、児童相談所との定期的なケース検討会の実施、小規模施設との交流機会の強化、職員のメンタルヘルスサポート、施設内の死角等環境確認、職員の所持品（スマートフォン）の扱い方検討等）

※児童福祉法に基づく「児童福祉施設等の種別」について

里親等・・・・・・・・小規模住居型児童養育事業及び里親
 社会的養護関係施設・・乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
 障がい児施設等・・・・障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関
 一時保護施設等・・・・児童相談所が設置する児童を一時保護する施設等

(8) 一時保護、立入調査等の実施状況

虐待を事由として一時保護対応（委託を含む）した子どもは延べ491人で、令和6年度から16人減少しました。児童相談所における一時保護のほか、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護を委託し、関係機関と連携して子どものケアやアセスメントを行っています。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応としては、安全確認を1,980件、警察への援助要請を4件実施するなどしました。

相談事由別一時保護の対応状況

(単位：人、日)

事 由 年 度		養護相談		障がい	非行	育成	保健・ その他	計
		虐 待	その他					
令和	延べ人数	491	295	5	72	12	3	878
7年度	延べ日数	12,980	6,837	42	2,679	600	47	23,185
令和	延べ人数	507	230	7	53	5	5	807
6年度	延べ日数	12,401	5,492	97	1,624	59	205	19,878

児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数

(単位：件)

対 応 年 度	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	親権喪失 審判	親権停止 審判
令和7年度	1,980	0	2	0	4	0	1
令和6年度	2,047	0	0	0	4	0	0

3 令和7年度における県の児童虐待防止等に係る取組状況

(1) 「子どもを虐待から守る条例」の体系

第1章 総則 【第1条～第10条】

■条例の基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、決して行ってはならず、許してはならない。
虐待はあらゆる家庭で起こり得る。子育て家庭の孤立防止に向けて取り組む。
子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮する。
県民全体で次代を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組む。

■条例に基づく推進計画でめざす社会の姿（基本理念）

子どもが、心も体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす

第2章 未然防止 【第11条】

- 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援
- 虐待予防のための子どもの安全確認の強化

第3章 早期発見及び早期対応 【第12条～第15条】

- 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化
- 子どもを守る地域ネットワークづくり

第4章 保護及び支援 【第16条～第20条】

- 一時保護をした子ども等の権利擁護の推進
 - ・子どもや支援者に対する権利の啓発
 - ・被措置児童等虐待の発生予防・迅速な対応
- 一時保護をした子ども等への支援強化
 - ・児童相談所一時保護所の設備及び運営について
 - ・ケアニーズの高い子どもへの支援について
 - ・一時保護児童の学習支援
- 一時保護解除時等の子どもの安全確保
- 社会的養護経験者の自立支援の強化

第5章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進 【第21条～第29条】

- 警察、医療機関との連携体制の強化
 - ・警察との連携体制の強化
 - ・医療機関との連携体制の強化について
- 児童相談所職員等の専門性の向上
 - ・児童相談所の体制強化
 - ・市町への伴走型支援
- 子ども虐待防止啓発

* 第6章で雑則として、秘密保持（第30条）や年次報告（第31条）等を規定。

(2) 条例に基づく施策の取組結果

令和7年度における県の児童虐待防止等に係る主な取組結果を、条例と、条例に基づいて策定した令和8年度を計画期間の始期とする推進計画の構成に合わせて記載しています。

- ※ 理念等を定めている条例第1章（総則）は、取組結果の記載を割愛します。
- ※ 推進計画の計画期間は令和8～令和11年度です。

① 第2章（未然防止）関係

ア 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援

〔現状・課題〕

- 全国の児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、その要因の一つでもある予期しない妊娠等に悩む若年者や家族を、相談窓口や支援につなげていくために更なる周知やその方法の検討が必要です。
- 困難な問題を抱える女性が相談につながる環境整備や、安全・安心に過ごせる一時的な居場所を提供するなどの支援の充実が必要です。
- 子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得して予防行動がとれるよう、発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めることが必要です。
- 令和5年度に発生した児童虐待死亡事例の検証を踏まえた再発防止に向けた取組を充実させることが必要です。
- 支援を必要とする全ての妊産婦及び子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図るため、様々な関係機関との連携が必要です。

〔令和7年度の取組結果〕

- 電話やSNSによる相談体制を整備し、より相談しやすくすることで、必要な支援につなげていく取組を進めました。
 - ・ 「こどもほっとダイヤル」相談実績
682件（LINE：254件、電話：428件）
 - ・ 「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」相談実績
667件（LINE：566件、電話：101件）
 - ・ 「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」相談実績
DV 256件、妊娠SOS 566件、性暴力 127件
 - ・ 「親子のための相談LINE」相談実績
414件
- 女性相談支援センターの相談機能を強化するために、各種支援団体の支援内容を把握し、必要な支援につなげていくことを目的とした女性支援コーディネーターを配置するとともに、三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議の開催によりNPO等関係機関と連携して切れ目のない支援を進めました。

- プレコンセプションケアの啓発に向けて、発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットや啓発カードを学校や企業等に配布（パンフレット：5,281枚、カード：48,876枚）するとともに、子どもへの包括的性教育の推進としては小学校での出前講座（7か所、のべ326人参加）を実施しました。また、ライフプラン教育アドバイザー派遣事業として、産婦人科医師を派遣しました（大学：2か所、企業：3か所）。
- 市町の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を行う「こども家庭センター」の設置促進や運営強化に向けて、市町に対する定期協議等の場を通じた助言や、統括支援員を対象とした研修や意見交換会等の実施により、市町の取組を支援しました。

- ・ こども家庭センターの設置数（令和8年3月31日現在）
計24市町（全29市町に対する設置率：82.8%）
- ・ 統括支援員を対象とした研修、意見交換会の開催状況
計14回開催

- 市町の家庭支援事業等の実施にあたり、里親やファミリーホーム、母子生活支援施設の活用促進を図るため、市町との情報共有を進めました。
- 県内7か所に設置している児童家庭支援センターについて、その機能の周知や利用促進、児童家庭支援センターと市町のこども家庭センターとの連携体制の構築に向けた情報周知を行いました。

【推進計画で掲げた目標に向けた状況】

取組	指標	目標値（R11）	R 7※参考値
市町こども家庭センターの運営強化支援	県主催の市町職員等を対象とした研修・会議への参加者数（累計） < R 6 現状値 > 200名	1,200名	557名
市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援	子育て短期支援事業を里親・FH・児童養護施設等に委託している市町数 < R 6 現状値 > 里親：5市町 FH：2市町 施設：27市町	R 6 現状値からの増加	里親：7市町 FH：3市町 施設：28市町
関係機関の相談機能の強化	市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数 < R 6 現状値 > 3か所	R 6 現状値からの増加	3か所

イ 虐待予防のための子どもの安全確認の強化

〔現状・課題〕

- 様々な機会を通じて、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、切れ目のない支援に取り組むとともに、母子保健施策と児童福祉との連携による包括的な支援の充実を図っていく必要があります。
- 乳幼児健診未受診で、市町や関係機関等が子どもの安全確認が行えない場合に、児童相談所と連携した安全確認を徹底することが必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 乳幼児健診未受診などがあり、かつ市町が安全確認できない子どもについては、児童相談所に技術援助依頼を行うなど連携して対応することを、市町児童福祉主管課長会議（令和7年5月16日開催）等の場で改めて説明し、周知徹底を図りました。

今後に向けて（第2章（未然防止）関係）

主たる虐待者は実父母が最も多い状況が続いていることから、育児不安などのストレスや予期せぬ妊娠、社会的に孤立し支援につなげていないといった課題を抱える妊産婦・子育て家庭に対する切れ目のない支援に取り組む必要があります。

あわせて、支援を必要とする方や家庭を適切な支援につなげることができるよう、引き続き、相談窓口の充実・多様化や周知に努めるとともに、市町・関係機関等との相互の連携強化を更に進める必要があります。

② 第3章（早期発見及び早期対応）関係

ア 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

〔現状・課題〕

- 立入調査、臨検又は搜索等に際しては、事前の打ち合わせや不測の事態を想定した対応等の協議など、警察・市町との連携が重要です。
- 立入調査等は強力な公権力の行使であり、適正な手続きと不測の事態への対応のため、児童相談所職員の能力向上が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 児童相談所と警察との合同研修及び合同訓練を実施しました。
 - ・合同研修について
日時：令和7年6月13日（金）
内容：児童虐待認知時の対応要領等についての意見交換等を実施。
 - ・合同訓練について
日時：令和7年11月21日（金）
内容：想定事例に基づき、児童相談所と警察が合同で調査を行う際の事前打ち合わせ訓練及び模擬家屋を使用した想定訓練を実施。
- 児童相談所職員の研修に用いるために、家屋への立入調査を行う想定事例に基づく動画教材を警察と協働して作成しました。

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値（R11）	R7※参考値
児童相談所、市町警察等関係機関との合同研修	合同研修の実施回数及び受講者数（累計） < R6 現状値 > 4回 98人	24回 600人	9回 241人

イ 子どもを守る地域ネットワークづくり

〔現状・課題〕

- 虐待のおそれのある子どもの早期発見・早期対応には、児童相談所のみの対応では困難なこともあるため、市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）などの関係機関が連携し、支援が必要な人の状況変化に応じた情報共有や役割連携が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 市町の要対協の運営強化や、虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等への対応力向上に向けて、アドバイザー派遣等を行いました。
 - ・市町要対協へのアドバイザー・スーパーバイザー派遣実績
8市町
 - ・アドバイザーの派遣に向けた、三重法務少年支援センターとの検討・調整を実施（令和8年度開始予定）。

- 県内11病院が参加する児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催し、医療機関での児童虐待防止に向けた取組状況等の情報交換を行いました。

・三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議について

日時：令和8年3月10日（火）

内容：児童虐待相談の状況、法改正・条例改正に関する情報共有、各病院取組説明、意見交換

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値（R11）	R 7※参考値
要保護・要支援児童、特定妊婦の早期発見・早期対応	市町からの要請による要対協等へのアドバイザー派遣回数（累計） < R 6 現状値 > 17回	102回	36回

今後に向けて（第3章（早期発見及び早期対応）関係）

各機関がワンチームとして適切かつ迅速に虐待に対応するため、日頃から顔の見える関係づくりを進め、必要な情報を適時・適切に共有する体制を構築するとともに、様々な状況を想定した合同訓練や研修を通じて現場での対応力を強化することが必要です。

③ 第4章（保護及び支援）関係

ア 一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

（ア）子どもや支援者に対する権利の啓発

〔現状・課題〕

- 一時保護児童や施設入所児童等が意見表明等支援事業を利用できる体制を整えるため、効果的な支援方法や人材育成、運営体制、派遣先の拡充の検討のほか、意見表明等支援の実施方法の継続的な検証が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 子ども自身が、子どもの権利への理解をより深められるよう「子どもの権利ノート」の改訂に向けた検討を進めました。
- 子どものニーズの多様性を踏まえて、法曹専門職によるアドボケイトの導入や、アドボケイトの担い手養成や実施方法の検討を進めました。
- 子どもへのアンケート調査を通じて、アドボカシーへの満足度等を把握し、試行・検証を行いました。

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値（R11）	R 7 ※参考値
一時保護をした子ども等の権利擁護の推進	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合 < R 6 現状値 > -	100%	- (R 8 開始)

（イ）被措置児童等虐待の発生予防・迅速な対応

〔現状・課題〕

- 児童養護施設等に入所している子ども等は、家庭での虐待の影響で行動や対人関係において様々なダメージを受けていることがあります。
- ダメージを受けている子どもの代替養育は困難が生じやすいことから、養育者が問題を抱え込まないよう組織的な対応が必要です。一方で里親家庭では組織的な対応が難しいことから、里親等を支援する関係機関とのつながりを強化し、相談や支援を受けられる体制の構築が重要です。
- 被措置児童等虐待の通告があった際には、速やかな対応が行える実施体制の構築が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 子どものケアにあたる施設職員が一人で問題を抱え込まないための研修を実施しました。

・実施内容

発達・発達障がいに関する研修、社会性をはぐくむ遊びの支援、セラピューティック・ライフストーリーワーク概論

- 里親等の家庭については、支援機関（フォスティング機関や里親支援センター）を通じて継続的な支援や心理的サポートを行うとともに、県庁に里親委託推進員を配置し、委託児童の養育相談対応や定期的な家庭訪問を通じて、専門的かつきめ細やかな里親支援を行いました。
- 被措置児童等虐待の事案を適切に把握するとともに、被害を受けたおそれのある子どもの権利擁護等のため、迅速かつ適正に調査を行いました。

イ 一時保護をした子ども等への支援強化

（ア）児童相談所一時保護所の設備及び運営について

〔現状・課題〕

- 「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めた基準に基づく体制・施設整備を行うとともに、計画的に一時保護所の第三者評価を受審し、その提言等を踏まえた改善に取り組む必要があります。
- 感染症発生等の緊急時に、子どもへの集中的なケアを実施するとともに、職員が罹患した際の人員不足に対応できる体制構築が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 設備面では、建替えを行う北勢児童相談所一時保護所の基本設計や、夜間の職員配置体制の改善に向けた職員室の拡張を行いました。
- 人員等の体制面では、夜間等の緊急保護に係る対応充実にに向けた人員配置や、感染症発生等の緊急時の対応に備えた看護師等の専門職の一時保護所への緊急配備を行う体制の整備について、継続的に検討を進めました。
- 児童相談所の現場対応に即応する職員を中央児童相談所に配置し、機動的な現場支援を実施しました。

（イ）ケアニーズの高い子どもへの支援について

〔現状・課題〕

- 児童養護施設等に入所しており、個別的なケアや、他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもが、適切なケアを受けられる支援体制の拡充が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めました。

(ウ) 一時保護児童の学習支援

〔現状・課題〕

- 在籍校が一時保護所から遠方にあるため通学が困難な場合等、子どもが置かれている状況に応じた支援の検討が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 一時保護所から在籍校への登校支援を行いました。
- オンライン授業・教材の活用を進めるなど、幅広く学習する機会が保障されるよう取り組みました。

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値 (R11)	R 7※参考値
一時保護児童のニーズに応じた学習支援	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「自分に合った学習ができた」と回答した子どもの割合 <R 6 現状値> -	100%	- (R 8 開始)

ウ 一時保護解除時等の子どもの安全確保

〔現状・課題〕

- 家庭復帰に際しては、子どもへの意見聴取等や保護者との十分な話し合いを行って家庭復帰の環境を整えるとともに、市町等関係機関と一時保護解除方針について協議をし、家庭内の状況変化等によるリスクを十分に察知し得る方策を取った上で一時保護の解除等を行う必要があります。
- 家庭復帰時の適切な支援につなげられる専門的知識を身につけるため、児童相談所職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得の促進が必要です。
- 子どもとその保護者が相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、親子関係の修復や再構築に取り組む必要があります。

〔令和7年度の実施結果〕

- 一時保護解除時等に多機関による多角的なアセスメントを行い、モニタリングの徹底など、安全確保のための措置を講じました。また、市町要対協の活用による地域での見守り体制の充実を図りました。
- 児童家庭支援センターの相談機能を強化し、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラムを提供できるスキルの習得支援として職員研修を実施しました。

・実施内容

CPAトレーナー養成講座、CPA講演講師養成講座、
CPAカウンセリング講師養成講座

【推進計画で掲げた目標に向けた状況】

取組	指標	目標値（R11）	R 7※参考値
一時保護解除時における多機関による多角的なアセスメントの実施	児童相談所におけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得支援数（累計） < R 6 現状値 > -	10人	2人

エ 社会的養護経験者の自立支援の強化

【現状・課題】

- 社会的養護経験者の中には、経済的・精神的な自立への課題を抱えた子どもがいる一方で、県として施設の退所後あるいは里親等委託の解除後、子どもがどのような状況にあるのか、十分に把握できていません。

【令和7年度の実施結果】

- 社会的養護経験者等に対し、現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行うことで退所後の状況把握に努めました。
- 施設退所後や里親等委託解除後、生活の不安定や挫折を感じた場合の相談支援等を行う拠点の設置に向けた検討を進めました。

【推進計画で掲げた目標に向けた状況】

取組	指標	目標値（R11）	R 7※参考値
社会的養護経験者の自立支援の強化	施設等を退所後3年後の就労の状況と進学状況 < R 6 現状値 > -	100%	- (R 8 開始)

今後に向けて（第4章（早期発見及び早期対応）関係）

子どもの権利擁護の視点から、一時保護児童や施設入所児童等が、意見表明できる機会を確保するとともに子どもの権利への理解をより深められるよう取り組む必要があります。また、養育者が問題を抱え込まないよう、施設職員への研修やきめ細やかな里親支援等に取り組む必要があります。

施設等に入所している子どもが安心して生活できるよう、児童相談所一時保護所の体制・施設整備やニーズに応じた学習支援が必要です。

一時保護解除時に多機関による多角的なアセスメントを行い、子どもの安全確保を徹底するとともに親子関係再構築に向けた支援に取り組む必要があります。

施設退所・里親等委託解除後に孤立することがないように、自立支援を行っていく必要があります。

④ 第5章（子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進）関係

ア 警察、医療機関との連携体制の強化

（ア）警察との連携体制の強化

〔現状・課題〕

- 重篤な児童虐待事案の発生など緊急時における警察との情報共有について、より迅速に、視覚的に共有できる体制整備が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 緊急の通告時における、児童相談所と警察との情報共有を補強するためのシステムについて、令和9年度の運用開始に向けて調整を進めました。

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値（R11）	R7※参考値
警察との連携体制の強化	情報共有を補強するためのシステム整備箇所数 < R6 現状値 > 1 箇所 (警察本部のみ)	19 箇所 (警察本部と全警察署)	R9 運用開始に向けて調整中。

（イ）医療機関との連携体制の強化について

〔現状・課題〕

- 児童養護施設等に入所しており、個別的なケアや、他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもが、適切なケアを受けられる支援体制の拡充が必要です。（再掲）

〔令和7年度の実施結果〕

- 児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めています。（再掲）

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値（R11）	R7※参考値
医療機関との連携体制の強化	精神科の医療機関と緊急時の診察や入院等の連携体制を構築できた児童相談所数 < R6 現状値 > 2 箇所（北勢及び鈴鹿の2児相）	6 箇所 (全児相)	2 箇所

イ 児童相談所職員等の専門性の向上

(ア) 児童相談所の体制強化

〔現状・課題〕

- 経験が浅い児童相談所職員の専門性の向上に向けて、指導・教育を行う職員の配置によるサポート機能の強化が必要です。
- 子どもの権利擁護を十分に踏まえた上で、専門組織としての資質向上を図るために、第三者評価を計画的に受審して専門性を向上し続ける仕組みづくりが必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 三重県児童相談所職員人材育成計画に基づく体系的な研修を実施するとともに、経験の浅い職員へのきめ細かいサポートに向けて、指導・教育を担当する職員（スーパーバイザー）を試行的に配置しました。
- 北勢児童相談所一時保護所についての第三者評価を受審するとともに、児童相談所の第三者評価の受審に向けて検討を進めました。
- 子どもの権利擁護を十分に踏まえた児童相談所の援助方針となるよう、法曹専門職によるアドボケートを試行的に導入しました。

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕

取組	指標	目標値 (R11)	R 7※参考値
児童相談所の体制強化	第三者評価を受審している児童相談所数及び一時保護所数（累計） < R 6 現状値 > 0 箇所	児童相談所 6 箇所 一時保護所 2 箇所	児童相談所 0 箇所 一時保護所 1 箇所
	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合（再掲） < R 6 現状値 > -	100%	- (R 8 開始)

(イ) 市町への伴走型支援

〔現状・課題〕

- 市町に対する伴走型での支援継続が必要です。

〔令和7年度の実施結果〕

- 市町への研修の充実、児童相談アドバイザー等の派遣を継続するとともに、市町間の連携強化に向けて「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」を開設し、令和8年度からの本格運用に向けて、令和8年3月に試験的な運用を開始しました。

〔推進計画で掲げた目標に向けた状況〕 ※いずれも再掲

取組	指標	目標値 (R11)	R 7 ※参考値
市町への伴走型支援	県主催研修・会議の市町職員等の受講者数（累計） < R 6 現状値 > 200名	1,200名	557名
	市町からの要請による要対協等へのアドバイザー派遣回数（累計） < R 6 現状値 > 17回	102回	36回

ウ 子ども虐待防止啓発

〔現状・課題〕

- 子どもの権利や相談方法について、年齢や発達段階に応じて分かりやすく啓発するとともに、その時々の子どもの新たな習慣・生活様式に適応した相談体制の整備が必要です。
- 虐待が子どもの権利侵害であることの共通理解を醸成することで、虐待の発生を未然に防ぐことが必要です。
- 「しつけ」と称した不適切な行為も含め、体罰を絶対に許さないという共通認識を、子どもを取り巻く全ての大人が持つ必要があります。

〔令和7年度の実施結果〕

- 子どもにとって身近なSNSを活用した「こどもほっとダイヤル」による相談支援を実施しました。
- 三重県子ども条例啓発パンフレットを多言語で作成するとともに、子どもの権利や三重県子ども条例を学ぶ学習会を計26回、イベントを計5回開催しました。
- 「体罰によらない子育て」の周知・啓発のため、県立みえこどもの城で実施されたオレンジリボンキャンペーンに参画して、子どもが楽しみながら学ぶことが出来るPRイベントを実施しました。

・イベントの概要

場所：県立みえこどもの城

日時：令和7年11月1日（土）

内容：パンフレット配布、ワークショップ（折り紙・バルーンアート）

今後に向けて（第5章（子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進）関係）

警察・医療機関といった専門機関との更なる連携強化を図るとともに、児童相談所職員の体系的な人材育成を通じた現場対応力の継続的な強化や、子どもにとって身近なところで支援を行う市町職員の人材育成の支援を通じて、県全体の児童相談対応力を高めて、ワンチームで子どもを虐待から守る体制の強化を推進する必要があります。

また、県民に対し、子どもを虐待から守ることについての意識の醸成を図るための周知・啓発活動に取り組んでいく必要があります。

参 考

○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 未然防止（第十一条）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十五条）
- 第四章 保護及び支援（第十六条—第二十条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進（第二十一条—第二十九条）
- 第六章 雑則（第三十条—第三十二条）
- 附則

第一章 総則 （目的）

第一条 この条例は、三重県子ども条例（令和七年三重県条例第四号）の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
 - 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
 - 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
 - 四 関係機関等 学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。

2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

（市町の責務）

第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。

（市町との協働）

第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。

（保護者の責務）

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、子ども的人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- 3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

（関係機関等の責務等）

第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。

- 2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。
- 4 前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。

（県、市町及び関係機関等の連携）

第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。

- 2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。

（地域社会の役割）

第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

（妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組）

第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。

- 2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。
- 3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。
- 4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助及び助言を求めるものとする。
- 7 市町は、前項の規定により、技術的援助及び助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長（知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

第三章 早期発見及び早期対応 （通告等に係る対応）

- 第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。）を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない。
- 2 児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。
 - 3 第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。
 - 4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護（法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。
 - 5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等（法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。）について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。
 - 6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

- 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)

第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力（法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。）が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。

- 2 県は、前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。

第四章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長を支援するためのサポートプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。

- 2 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察と情報を共有し、十分な連携を図るものとする。
- 3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。

(権利の擁護)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制を整備するものとする。

(社会的養育及び自立支援)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、虐待を受けた子どもが自立した後においても、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。

3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。

(転居時の情報共有)

第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進

（警察との連携）

第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、警察と虐待に係る情報を的確に共有し、虐待防止のため連携するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。

（医療機関との連携）

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

（要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備）

第二十三条 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。

（在宅における支援体制の整備）

第二十四条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、市町、関係機関等及びその家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

（推進計画）

第二十五条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（子ども虐待防止啓発月間）

第二十六条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

- 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年五月及び十一月とする。
- 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。

(人材の養成等)

第二十七条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。

3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修に十分活用する等により、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。

(調査研究等)

第二十八条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第六章 雑則

(秘密の保持)

第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。

2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

(年次報告)

第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日三重県条例第十八号）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第二十一条第一項の規定による指定を受けているものは、この条例による改正後の第十三条第三項の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則（令和七年七月一日三重県条例第四十二号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の子どもを虐待から守る条例第十三条第三項の規定により指定を受けた住宅等については、なお従前の例による。